

廃第707号-3
令和4年8月10日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	東京都八王子市川口町1229番3 ワークエクスプレス株式会社（代表取締役 村上 夏美） （法人番号3010101010332）
許可の番号	第01200164527号
処分の年月日	令和4年8月10日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	ワークエクスプレス株式会社は、暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者が、同社の役員となっていた。 このことにより、同社は、法第14条第5項第2号ニに該当するに至ったことから、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

千葉県環境生活部
廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684

廃第727号-3
令和4年8月10日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業等の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2及び法第15条の3により、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	東京都世田谷区経堂四丁目17番20号 タストーン・リサイクル株式会社（代表取締役 立石 巖） （法人番号6010901007236）
許可の番号等	第01220024768号の産業廃棄物処分業許可及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成12年政令第493号。以下「本件政令」という。）附則第2条第2項の規定により法第15条第1項の許可を受けたものとみなされた産業廃棄物処理施設（本件政令附則第2条第3項の規定により提出された平成14年4月26日付け産業廃棄物処理施設使用届出書に係るもの）の設置許可
処分の年月日	令和4年8月10日
処分の内容	産業廃棄物処分業許可及び産業廃棄物処理施設の設置許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	タストーン・リサイクル株式会社は、破産手続開始の決定を受けたことにより、法第14条第5項第2号イで規定する法第7条第5項第4号ロに該当するに至ったことから、法第14条の3の2第1項第4号及び法第15条の3第1項第1号に該当する。

千葉県環境生活部
廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684